（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成14年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びにBにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

P_{14} ＝ 0.0126

P_{15} ＝ 0.0130

P_{16} ＝ 0.0142

P_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0145

P_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0139

P_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0140

P_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0109

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0126

P_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0109

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0124

P_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0107

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0123

P_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.0104

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係る

（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成14年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債並びにBにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の整備事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

N_{14} ＝ 0.0126

N_{15} ＝ 0.0130

N_{16} ＝ 0.0144

N_{17} ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0145

N_{18} ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0096

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0139

N_{19} ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0108

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0147

N_{20} ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0110

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0127

N_{21} ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0110

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0124

N_{22} ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0107

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0123

N_{23} ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.0104

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係る